

第1章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第2節 被災者の生活確保

第1節 災害復旧事業の推進計画

《基本方針》

災害復旧計画は、被災した施設の原形復旧を基本として、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良等を行う。災害発生後の災害復旧の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図る。

第1項 復旧事業計画

《計画目標》

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害復旧計画 第1章第2節 災害復旧事業の推進計画】を参照する。

第2項 復興計画

《計画目標》

(1) 復旧、復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

(2) 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

1) 復興計画(案)の策定

- ア. 市街地復興に関する計画の策定
- イ. 産業復興に関する計画の策定
- ウ. 生活復興に関する計画の策定
- エ. 事業手法
- オ. 財源確保
- カ. 推進体制に関する事項等について定める。

第2節 被災者の生活確保

《基本方針》

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害復旧計画 第1章第3節 被災者の生活確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 被災者の生活確保計画

《計画目標》

1. 被災者の生活確保計画

(1) 生活確保資金の融資等

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害復旧計画 第1章第3節 被災者の生活の確保】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

(3) リ災証明の発行

1) リ災証明の発行手続き

リ災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

●参考資料編 風復 1.4.3 「リ災証明書の様式」

●参考資料編 地復 1.2.1(1) 「リ災証明書の様式」

2) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

ア. 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ. 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ. 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。

3) 被害家屋調査の実施

ア. 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。

第1章 災害復旧計画

第2節 被災者の生活確保

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

4. 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

4) り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。

5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

6) り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙等により被災者への周知を図る。

(4) 被災証明の発行

被災証明は、被災した事実を証明するもの。

1. 被災証明の対象

被災証明は、住家以外の家財、車、店舗、工場等の有形財産及びライフライン（以下「有形財産等」という。）を対象とする。（人、土地等については対象外）

2. 被災証明を行う者

被災証明は、証明の対象となる有形財産等が所在する市長が行うこととする。

3. 被災証明書の発行

被災証明書は、被災証明の対象となる有形財産等の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が被災証明書を発行する。

4. 被災証明の様式

●参考資料編 地復 1.2.1(2)「被災証明の様式」

第1章 災害復旧計画

第2節 被災者の生活確保

